

○岸本経営支援課長 本日はご出席いただき誠にありがとうございます。

資料の確認をさせていただきます。資料は1～9までございます。資料3につきましては、資料3-1から3-9まで大部にわたっております。資料5、資料8、資料9については、クリップでとめてありますが、中が複数に分かれております。資料5については、チラシが何種類か入っておりますが、御確認をいただきたいと思っております。資料9については、9-1から9-3まで3点クリップでとめております。

本日は、委員総数が26名でございますけれども、出席委員が20名、欠席委員が5名、代理の方が1名でございます。

本日の議事については、審議会の運営規程がございますが、公開になっております。議事録については、後日、中小企業庁のホームページに掲載をいたしたいと思っております。

それでは、部会長よろしくお願いたします。

○渡邊部会長 それでは、議事に入ります前に、昨年12月25日に開催されました第3回の経営支援部会以降の委員の異動について事務局から御紹介をお願いしたいと思います。

○岸本経営支援課長 今年の1月26日付けで4名の委員が御退任になっております。

相原力委員

塩田幸雄委員

寺田典城委員

前田満二委員

の4名でいらっしゃいます。

また、本日から経営支援部会の委員として、小野徹委員に御就任をいただいております。

○小野委員 小野です。よろしくお願いたします。

○岸本経営支援課長 よろしくお願いたします。

本日時点の委員名簿は、資料2に記載のとおりでございます。

○渡邊部会長 それでは、開催に当たりまして、数井経営支援部長から一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○数井経営支援部長 経営支援部長の数井でございます。

本日は、年度末に向けて皆様御用事の多い中、中小企業政策審議会経営支援部会のために御出席いただきまして、ありがとうございます。

御案内のとおり、景気の状態は今さら申し上げるまでもなく厳しい状況でございます。先日、2月の倒産件数が発表になりましたが、件数で、前年同期で10%増、金額で言いますと、234%増となっております。金額は大型の案件が1件入っていることによってふくらんでおりますけれども、引き続き中小企業も含めて倒産の動向も厳しいものがございます。

政府としては、各種緊急対策も含めて景気については対策を講じております。例えば緊急保証につきましては、御案内のように大変御利用いただいている状況が進んでおりまして、先週末の状況で7兆4,700億円の実績になっております。また、下請関係につきましても、下請のかけこみ寺とか、あるいは弁護士の配置とか、幾つか対策をしておりますが、下請かけこみ寺も3月9日現在で

3,084 件と、こちらも引き続き大変利用が多い状況でございます。そのほか、本日御報告申し上げる中にも対策が入っておりますが、二次補正も成立いたしまして、今後私どもとしては、景気対策を引き続き機動的・効果的に進めていきたいと考えております。

本日、御審議あるいは御報告させていただく案件は非常に多岐にわたっております。議事次第をごらんいただきますと、まず1点目の大きな点として、中小企業の支援計画について御審議賜りたいと思っております。こちらは、国、都道府県、独立行政法人中小企業機構という大きな中小企業支援の主体がそれぞれ持っております次年度の計画につきまして、相互に協力あるいは役割分担のもとに効果的に中小企業施策を実施するという考え方のもとで、年が始まる前に全体としての中小企業支援の計画をつくっておるわけでございます。一昨年、昨年と続きまして、より効果的・実効的に作成あらしめるために、事前に国の予算とか考え方を示しし、意見交換の場を設ける、あるいは御意見を書面でいただくなど、幾つかの改善点を進めております。そちらの点も含めて本日中小企業の21年度の支援計画につきまして御審議を賜りたいと思っております。そのほか、先ほど申し上げました20年度の補正予算で1つ大きな事業がございます。人材対策でございます。こちらは中小企業に向けての人材の橋渡し、あるいは中小企業に役に立つような人材の実践的な研修を効果的に進めたいと考えております。既に計画につきましては、先だつての支援部会のもとで設置されました小委員会でも2度ほど御審議いただいております。その結果につきまして本日御報告申し上げまして、御意見を賜ればと思っております。そのほか、広報の進め方につきましても、昨今の状況を踏まえ、より効果的な広報のあり方について幾つか新しい試みを考えております。既に実行しているものも幾つかございます。そのほか、農商工連携、あるいはものづくり、海外市場開拓、事業再生、最近の中小企業支援に関します幾つかのトピックスにつきまして御報告申し上げ、御意見を賜ればと思っております。非常に多岐にわたりますので、活発な御意見、効果的な御討議をいただければ幸いですと思っております。

私からの御挨拶は以上でございます。よろしく申し上げます。

○渡邊部会長 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

最初に「平成21年度中小企業支援計画（案）」について御審議をいただきたいと思っております。

中小企業支援計画は、中小企業支援法第3条に基づき、毎年度、国、都道府県、中小企業基盤整備機構が行う中小企業支援事業の実施に関する計画について策定するものであります。

本件に関しては、お手元の資料3-1のとおり、二階経済産業大臣から諮問がなされております。

それでは、「平成21年度中小企業支援計画（案）」について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○岸本経営支援課長 それでは、資料3-1から御説明を申し上げます。資料3-1は、3月6日付けで、経済産業大臣二階俊博から、中小企業審議会会長宛てに、資料3-4支援計画（案）をお配りしておりますが、その案について諮問がされているということでございます。本件については、経営支援部会に付託されております。

中小企業支援計画については、昨年平成20年度のものから作り方を改めました。資料3-2の裏側を見ていただきたいと思います。平成17年度18年度の2か年度にわたりますので、国の都

道府県向けの補助金が廃止されております。また、地方分権の中では、昨年6月20日の政府の分権要綱において「国が個別企業に対して行う直接支援は、地方で行うことができない全国レベルのモデル事業など全国視点に立った事業に限定する。独立行政法人中小企業基盤整備機構についても同様である」ということが指摘をされております。こうしたことを受けて、21年度の支援計画における国の事業及び中小企業基盤整備機構の事業については、この要綱に則した形で事業名を記載しております。

次に作成の基準です。3-2の表にありますますが、20年度の計画が固まってから都合3回にわたって都道府県と対話を重ねております。1度は、8月末の国の概算要求に先立ちまして、どうした施策が重要かということについて都道府県の要望を承りました。概算要求の後、今回の計画の骨子について都道府県に一応お送りして、御意見をいただいております。年度予算が固まりました12月、年明け以降、本日御審議いただきます計画（案）について、都道府県から事前に御意見をいただいております。この3度にわたる意見については、資料3-6に整理をしております。この内容については、後ほど簡単に御紹介いたします。

支援計画の概略については、資料3-3をごらんください。

平成21年度の計画における基本方針について、3点ございます。1点は、昨年秋以降の急激な環境変化を受けて、そうした痛みの緩和への対応を図るとともに、中小企業の新事業活動の促進、国の内外での市場開拓の促進、事業再生等の円滑化等を柱とする中長期的な成長を確保するための支援、これを行政の重要な政策課題と位置づけております。

国、県、機構の間では、「対話と協力」という基本的な考え方に基づいて、それぞれの自分がやっている施策はもとより、県あるいは機構との間で施策については理解を相互に深めて、施策の効果を最大化することに重点を置く。

もう一つは、個別の施策ごとに国と都道府県、あるいは機構との間で、どのような連携をすることを国として目指しているのかということを示す。これを計画の基本方針にいたしております。

裏側に、21年度の予算額をお伝えしてございます。

今回、記載をした事業のトータルでは、20年度の565億円から、21年度には571億円と微増でございます。このほか、後ほど御説明申し上げます人材対策事業で、20年度二次補正140億円を計上しているところでございます。

続きまして、経営支援計画本体に移らせていただきます。

今回、3回の都道府県との対話を踏まえ、1つは農商工連携の促進を始めまして、昨年秋に政府として「新経済成長戦略2008改訂版」を編成しておりますが、そこで位置づけられた事業を中核に据えて、全体を記載しております。2、3その例を申し上げますと、資料3-5をごらんいただきたいと思っております。2ページの(1)①新事業活動促進支援事業。これは、「農商工等連携」、「地域資源」、「新連携」この3つの施策をまとめて書いております。この事業について、解説の一番下に書いてありますが、21年度においても、都道府県、市町村、あるいは中小企業支援機関と密接な連携・協力体制のもと、地域における新事業活動の促進を図る。ここを1丁目1番地の位置づけをしております。

その次は、3ページの③でございます。ここは、中小企業基盤整備機構が行っている3事業支援事務局事業について触れておりまして、市場調査、商品企画、販路開拓、あるいは事業性の評価、そうしたことについてきめ細かい支援サービスを行うことを書いております。後ろに飛びまして、24ページをごらんいただきたいと思っております。24ページの一番下の⑥でございます。普及啓発事業として幾つかのものがございしますが、25ページのアです。中小企業の施策情報、あるいは先進的な企業の事例、中小企業にとって必要な情報をワンストップで提供するポータルサイトの設置・運営。この調査・研究です。支援施策の有効性を支援するための調査・研究、あるいは支援ノウハウの提供のための調査・研究。こういった調査・研究を機構で行いまして、得られた事例の普及を図るということでございます。ウの「施策浸透フォーラム」は、農商工連携、地域資源、あるいは創業・ベンチャー等で成功事例を紹介しまして、地域中小企業への支援の浸透を図る。こうした形で国が行っている施策について幅広く知っていただく。あるいは成功事例を共有するという取り組みを重視することといたしております。

次に、地域力連携拠点事業でございます。26ページをごらんいただきたいと思っております。昨年5月から315か所で活動を開始しているのは御案内のとおりでありますけれども、地域力連携拠点事業についても、成功事例、あるいは先進拠点について、その状況を幅広く知っていただくための取り組みをいたしております。また、地域力連携拠点ごとに連携協議会を設置していただいております。国、都道府県、中小機構の施策について共有をする、あるいは支援成果の分析、あるいはその分析結果の共有を行っているところでございます。このように中小機構につきましては、全国的な観点からモデル事業を行うことと並びまして、支援機関の支援機関として、支援機関とのつながりの強化、あるいは支援ノウハウを地方の地域の支援機関と共有するというところに力点を置くことといたしております。

続きまして、資料3-6でございます。都道府県から3度にわたる対話の中で意見の全貌でございます。主なものを御紹介してまいりたいと思っております。

冒頭、宮城県から来ている件は、支援計画自身について簡略化ができないかということでございます。こちらについては、実際に今対話と協力がつつがなく進めばいいということで、形式にはこだわらないような運用をしつつございます。

それから、栃木県、徳島県、この辺りについては、支援計画について重点を絞るべきではないかというようなことがございます。これは当然県によって重点を置かれている分野はまちまちでございますので、そうした御要望は理解できるんですけれども、一方で、対話と協力の中でのなるべく多くの施策について情報提供をしてほしいという声もございしますので、21年度の支援計画については、施策の項目数自身は前年度よりむしろ増やしております。

それから、2ページの冒頭に福岡県から、支援計画自身についてあり方を見直すべきだということが書いてございます。これは2つのことを申し上げておきたいと思っておりますけれども、1つは、中小企業基本法において、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて施策を実施する責務を有することが記載をされております。したがって、国、県それぞれがどのような形で支援を中小企業者に対して行うのかということをお明らかにすることが引き続き必要だと思っております。

それから、先ほど、地方分権に触れましたが、この支援法の支援計画については、地方分権の一つの検討項目に挙がっておりますので、今年から来年にかけて検討を進めていく予定にしております。

次は、政策対話でございますが、国と都道府県との連携が重要、意見交換の場は有意義だという意見が複数の県から寄せられております。国の事業については、個別論がいろいろございますけれども、農商工連携について、農林省から農林漁業者への情報提供、周知が重要であるという意見が出ております。これは、昨年の国会審議でもこの点は非常に問題になっておりまして、両省を連携して、農林漁業者、中小企業者双方にしっかりと施策の新党を図るということになっておりますので、これは農林省さんとともに、右側に書いておりますが、積極的な制度の周知に努めてまいるといってございます。

それから、3ページの中ほどに滋賀県の御意見がありまして。これは地域力連携拠点の採択に絡みますが、申請が始まる前に、県の意見を聞きながら進めるという説明があったけれども、その情報がなかったという御指摘でございます。これは誠に遺憾なことでありまして、まさに個別の事業についての協力をしっかり進めていこうと思っております。

それから、5ページ、中小機構の部分でございます。宮城県と中小機構東北支部との連携を一層緊密に図ってほしいと。それから、同様の要望は、下の愛知県からも出ております。機構の支部と都道府県との協力の強化は、21年度で注力をいたしたいと思っております。

最後、6ページでございます。兵庫県からの御意見で、国際展開です。中小企業の国内の支援策に比べて、海外展開についてはJETROや中小機構任せで見劣りがするという御意見でございます。これは後ほど御説明をいたしますように、中小企業の海外市場開拓支援プログラムを先般とりまとめをいたしまして、経済産業局が、JETRO、中小機構、地域力連携拠点と力を合わせまして、組織の縦割りを排したハンズオン支援をこれから始めてまいります。

このほか、下から3つ目、秋田県でございますが、現下の経済情勢を踏まえ、現状を打破するために必要と考えられる事業について一層積極的に立ち上げ、展開をお願いするということが触れられております。

資料3-8で、都道府県の支援計画。これは20年度の既に来上がった過去のものですが、簡単に御紹介を申し上げます。20年度の都道府県の支援計画における予算を合計いたしますと、1,503億円、前年度から微減、10億円の減でございます。これの構成を見ますと、19年度から20年度にかけて大きく動いているのは中小企業経営支援事業が増えております。これは国の計画とはむしろ違った形で経営支援を行う都道府県が増えているということでございます。国は国、県は県で、同じ支援政策についても少し棲み分けをすることが始まっていると見ております。

経営支援体制につきましては、この後ろに表がございます。都道府県等の20年度の支援計画における実施体制及び関連予算の集計結果がございます。まず、都道府県の支援センターの実施体制ですが、プロジェクトマネージャー、あるいはサブマネージャー向けの予算を見ますと、プロジェクトマネージャーについては微増でございますが、サブマネージャーについては10%の減ということで、地方財政が厳しい中で、都道府県センターの実施体制も効率化を余儀なくされているという

ことかと思えます。関係団体の実施体制ですが、商工会、商工会議所、都道府県商工会、連合会でございますが、事務局長は 160 名の減、経営指導員は 67 名の減、都道府県商工会の指導員は 12 名の減ということであります。パーセンテージを見ますと、経営指導員についてはほぼ横ばいとなっております。事務局長の減は、商工会あるいは商工会議所の合併によるものだというふうに考えております。中央会でございますが、中央会は、指導員が 11 名の減、職員が 19 名の減となっております。

最後に、資料 3-9 でございます。これは支援計画に記載されております国の事業について、経済産業省がどのように政策評価を行っているかということであります。政策評価の仕組みについては、ページが打っておりませんで恐縮ですが、「経済産業省における政策評価の取組について」というページが 3 ページ目にございまして。その裏側に政策評価法のあらましを書いてございますけれども、ピラミッドの絵があるページです。経済産業省では、政策を 6 つの分野に分けておりまして、その下に 34 の施策を並べております。次にページに書いておりますけれども、中小企業関係では、ものづくり、あるいは 4 番の中小企業・地域経済産業政策の中で、経営革新・創業促進、経営安定・取引の適正化、まちづくり、地域経済の活性化、こうした課題が施策として体系づけられております。こうした施策ごとに、一定の期間ごとに政策評価をいたしております。資料 3-9 の 2 ページ目に戻っていただきますと、ここも表にしてございますけれども、今回、経営支援計画に書いてある事項ごとに、施策が、例えば（1）商品事業活動促進支援事業であれば、21 という施策の中で評価をすることになっておりまして。次回の評価は平成 21 年度に行うということになっております。逆に、これまでに事後評価を行ったものが幾つかございますが、それについては、お手元に評価書を付けております。これが毎年度概算要求のときにつくる政策評価書でありますけれども、それぞれの事業について、目標とか、予算が増減した理由、あるいは事業の有効性・効率性をどのように評価するかというようなことを記載をして、事後評価のときに、この事前評価書に基づいた評価を行うこととしているわけでございます。

私の説明は以上でございます。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に関しまして、御意見、御質問がありましたら、挙手をしていただきたいと思えます。

○石垣委員 今回支援計画の中で、国と都道府県の間を「対話と協力」と進めると書かれていますが、最近、三位一体改革が始まって以来、どうも国の役割が強くなっているような気がします。ひがみかもしれませんが、どうも地方、とりわけ都道府県が軽んじられているのではないかと、何かそんな気がしています。例えば研究開発などは国から企業へ直接に行きます。農商工連携もそうです。正直な話、そういう面で言うと件の役割はなんだろうと思います。今、棲み分けという話をされましたが、国と都道府県そして広域合併してエリアが広がっている市町の、産業政策を進める上でのそれぞれの役割ということについて、整理されているのかなと思います。

○岸本経営支援課長 昨年、何か所かですけれども、都道府県の商工労働部の幹部の方と意見交換をさせていただきましたけれども、地方財政の厳しさの中で、国においては、中小企業対策費は基

本的には同額あるいはそれ以上という扱いをしていただいているのですけれども、特に商工予算について、支援体制以外の事業費が極端に減ってきているという声を耳にしております。そういう中で、県が軽んじられているかどうかについては私には分かりかねますが、県自身はかなり予算額を切っているという実態があると思います。その中で、私から各局には、従来はお金をヒフティ・ヒフティで出すという補助金の考え方があったと思いますが、国がお金を出しているものの使い方に当たって、県の要望をよく聞くようにということを申し上げております。県の方には、「金は出さなくても、口は出す」ということを是非積極的にやっていただきたいということを申し上げるようしております。

○渡邊部会長 そのほかに、何か御意見はございますか。

○河野委員 中身についてではなくて、下請取引等のかけこみ寺の事業をやられているということ、冒頭 3,000 件ぐらいあるということで、これはずっとやっていかななくてはいけないことだと思うんですけど、今のように中小企業はものづくり、製造業の分野ではほとんど稼働日が少なく、経産省と違って厚労省の管轄になるかもしれませんが、雇用調整金をもらいながら雇用を維持しているというのがあります。中小企業の支援という立場から言いますと、今、協同組合サイドも、会社側とよく相談して、景気が回復したときに対応できるように、基盤技術とか、あるいは技能教育とか、例えば大型プレスの段取り替えのスピードを早めるとか、あるいは金型の設計の方法を勉強するとか、そういった意味でのただ休むということではなくて、雇用調整金を使いながら、その事業所で技能教育、あるいは地域の 1 級技能士とか、外のそういう人に支援してもらいながら技能教育をやることを今ずっと進めているのです。そうしたものはこの中に入るものなんですか。別のものなんですか。技能教育は実は非常に大事で、忙しいときにはほとんどできないんですね。いろいろな意味のこういう時間があるときに、しっかりとした教育訓練をやっていこうというのがあるんですが、そういったものはどこの分野に入るんですか。私は一方では中小企業でできないことを、大手は研究機関とか持っているものですから、そこからそういう人を派遣してできるんですが、中小はなかなかできないので、何かそういったときに、そういった技能士とか、そういったものが派遣とか、あるいはもっと言えば、今の雇用調整金もそういったものに有効的に活用できるようにですね。今、工場内ではできないんですね。外でやらないと、雇用調整金が支給されないというのがありますから、うまく次の技能教育などに利用できるように支援していただければありがたいなと思っております。

○岸本経営支援課長 順にお答えいたします。

経営支援計画における御指摘の分野の取扱いは、今回は、2. の「国の事業」の中の「(2) 中小企業の経営基盤の強化」という中に入れております。21 年度の年度予算としては、大きなものがございません。後ほど御説明いたします 20 年度の二次補正予算「人材対策事業」の中で、そうしたものを位置づけるようにしておりますけれども、雇用調整助成金制度の運用に関して、事業所内の教育訓練への支出の議論など、様々な政策論が今行われております。それについては、政府与党としての結論を出すという作業が並行して行われていると思いますけれども、雇用調整助成金自身については、支援計画の外で、厚生労働省の政策体系の中で位置づけるということであろうかと

思います。

ただ、中小企業の人材確保・育成という中小企業庁自身の守備範囲で申し上げますと、二次補正予算の人材対策事業がまさにそうでありますけれども、今が各中小企業にとって人材を育成するチャンスであるというふうに位置づけて、幾つかの事業を今回実施することといたしておりますけれども、おっしゃいましたような基盤技術とか、プレスあるいは金型の実際の据付のスピードアップとか、そうしたものづくりの現場での人材育成についても検討課題であろうと思っております。

○坂戸委員 全国中央会の坂戸でございます。

冒頭、数井部長さんからもお話をいただきましたように、現在のこの経済情勢というんでしょうか、この悪化は大変に急激なものでございまして、私も中小企業の経営者でございますから、中小企業全体に全く先行きが見えないというのが正直なところでございます。特に地域経済を支えてまいりましたものづくり中小企業が、大企業の減産とか、こういういろいろな煽りを受けまして、大変厳しいというよりは、もう悲惨な状況と言ってよろしいんだと思います。政府におかれましては、今御説明がありましたように、緊急保証枠の拡充等、いろいろと対策をとっていただいておりますが、最初の御説明がありましたように、大変に急激に大量の融資の申込があるものですから、一部には審査の遅れが出ていると、こんなふうに言われておるわけでございます。年度末を控えているわけでございますから、中小企業の資金繰り対策等に支障がないように万全を期していただきたいと、このようにお願いを申し上げるところでございます。

また、百年に一度と言われておる現在の状況でございますから、これから中小企業はいかに仕事を確保していくかということが大変に重要なことでございます。こうした面での支援の充実も是非お考えをいただきたいと、このように思っております。例えば中小企業が開発をした製品等を、国の機関が率先して購入をしていただき、それを潜在的ユーザーに使用してもらって、その業界、あるいは社会の評価を得るといようなことで市場を広げていくと、こういうような制度も是非御検討をいただけないものかとお願いをするものでございます。

次に、地域力連携拠点でございますが、私も中央会におきましては、37都道府県中央会で連携拠点の指定を受けまして取り組んでおるところでございます。中央会は、連携組織の専門支援機関でございますから、会員はすべて事業協同組合等の連携組織体でございます。しかし、この事業を推進していくに当たりましては、個々の企業の次にその企業のことをよく知っているのは組合であると、こういう考えに基づきまして、組合を仲立ちとして非支援企業の発掘等に当たるとい、今までの中央会の発想とは、あるいは視点をちょっと変えて取組を始めておるところでございます。各拠点の評価が始まる時期でございますので、その際には、それぞれの機関の特性等も十分に御勘案をいただきたいと、こんなふうに思っております。

同時に、中央会といたしましては、創業の支援、働く場の確保という観点から、企業組合による創業支援に力を入れてまいりました。過去5年間で700ほどの企業組合が設立されたところがございます。企業組合も事業会社も、創業という面で、また、内容も何ら変わらないという認識を私は持つておるわけでございます。これらにつきましても、十分な御理解をいただきますようお願いを申し上げて、よろしくお願いたします。

○数井経営支援部長 御指摘をいただきました点2、3あるかと思えます。まず、金融につきまして、これは中小企業の経営にとって命綱であることは今さら申し上げるまでもありません。昨年末の保証の体制についても、我々遺漏なきよう各種対策を講じております。例えば相談の窓口をそれぞれの支援機関にお願いして設置するとか、あるいは保証申請の前の段階で、いろいろとお手伝いできるような体制を中小企業関係機関にお願いするとか、幾つか対策を講じております。これから年度末に向けて、金融については非常にニーズの高い状況が来ると思っておりますので、引き続き、状況をよく見て、必要な審査と対策については講じていきたいと思っております。

それから、2番目の仕事をなかなか確保できないので何かいい対策はないだろうか、という点につきましては、今、坂戸会長から1つのアイデアをお示しいただきましたが、政策あるいは事業、予算につきましては、新しい観点からの必要な施策についての検討を考えております。今後そういった施策を実現できるような時期が来ることもありますので、御指摘の点を踏まえ、現下の状況をよく見ながら、中小企業の対策については検討をしていきたいと思っております。お仕事がなかなかないので、これを何とかしなければいけないという事情を私もよくわかっております。ただ、その一方で、政府そのものが仕事をつくることも難しい点もございますし、御指摘があった点につきましては、政府自身のいろいろな調達の仕組みも関連することかと思っておりますので、御提案を踏まえまして、よく考えていきたいと思っております。

それから、地域力連携拠点につきましては、現在、21年度の決定に向けまして、関係の団体からいただきました御要望を踏まえ、あるいは昨年の実施をしていただいた組織につきまして私どもが外部にお願いした、あるいは私ども自身で行っておりますアセスメント、評価もございまして、そこを踏まえてこれから選定に当たっていききたいと思っております。是非、中央会さんにも御活躍いただきたいとむしろ思っております。

企業組合につきましては、これは数年前にかなりPRに力を入れて、よく普及できるようにということを言っておりますけれども、正直言いますと、私どもから見ていると、まだいまひとつ浸透の度合いが少ないという感じも持っておりますので、これはむしろ是非、全国中央会とか、各県の中央会を通じまして、それぞれの関係の中小企業機関、あるいは傘下の組合を通じた各企業、あるいは地域社会への浸透をむしろ積極的に進めていっていただきたい。我々も機会に応じまして、こういった企業組合のPRに努めていきたいと思っております。

○小松委員 先ほども社員の技術教育というお話が出ましたけれども、雇用調整助成金をいただきながら、社員の方は、それをいただくということは会社に出て来ないで休んでいるというふうになります。その社員の雇用だけは継続しているけれども、休んでいるということで、能力的なことがどんどん落ちていくことを大変私は心配いたします。その中に、雇用調整助成金を取る以前に、仕事が減った段階で、私の方では、社員が勉強をしようということで、そういう勉強の時間も取りました。その一方で、大田区産業振興協会さんで「出前講座」を取り入れてやっていたわけですが、それを取り入れて、私どももいたしました。たまたま雇用がここまで冷えた状態の中で、それをやったわけですが、それは大変いい内容でありました。そこにいらした先生方は、昨日たまたま当社の工場内を見せてくださいということでいらして、初めて名刺を6名の方からいただき

ましたら、「新現役チャレンジ支援」という名刺をお持ちでございました。その方がこういう出前講座の講師として動いているんだということを私は初めて知ったわけでございます。まさしくその方たちも大企業出身で、企業に雇用されるという立場は好まないというお話でした。そして、このようなグループを組んで、各中小企業にどんどん教育をしていくことを大変意欲的に、大変楽しいというお考えをおっしゃっておりました。

昨年もこれを入れていたのであれば、私たちが気がつかなかったこともありますけれど、今、皆さんが雇用調整助成金を取って休んでいるこの時間、そこにもっと積極的にこういう具体的な施策などに組み込まれているのであれば、全国的に積極的に進めて、今まさに急いでやらなければいけない事業ではないかなと私は考えております。特に地方工場も私どもは秋田県とか宮城県にございますので、そちらの方にもこういうことを勉強させたいと思いますので、これをもっと具体化して早く進めていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○前田委員 中小企業基盤整備機構でございます。本日は、中小企業の支援計画が議論されておりますので、1つ2つ申し上げておきますと、私どもも支援計画にありますように、各支援機関との連携をさらに強めていきたいと思っておりますが、同時に、私どもの職員を地方に半分ほど配置いたしまして、本部は東京にあります、東京よりむしろ、全国の中小企業の近くで仕事を十分にできるようにということで、職員の配置もそういうふうにしなごら、施策がスムーズに全国で展開されるように、今後とも努めていきたいと思っております。

また、最近の例といたしまして、ごくごく最近の例であります、都道府県との協調も強まっております。倒産防止共済という、これは今大変不況の中でありますから、倒産防止共済は大変有力な手段となっております、都道府県によりましては、これに対する支援を一緒にやっというところで政策を打ち出しておるところが東京都始めございまして、そういうところと新しい形での協力関係がまた築かれつつございます。

いずれにいたしましても、私どもは経営方針といたしまして、どうしても公的なところは反応がのんびりとまではいきませんが、急いでいるつもりでもゆっくりしがちでありますから、スピードと情熱を持って仕事に当たるように今後とも努力をしまいたい、そういうふうに思っています。以上でございます。

○曾我委員 前橋商工会議所の曾我でございます。

資料3-8にございました経営指導員のことでございます。中小企業支援について、その経営指導に果たすべき役割とその責任は大変大きくて重いものがあるのではないかなと考えているんですが、特に経営指導の業務の範囲をもう少しとらえるというか、認めていただけるようお願いをできればと。そして、都道府県に対してもそのような考え方をお示しいただければ大変ありがたいなと思っております。なぜならば、なかなか地方の小企業につきましては、個々の企業だけで元気を回復するのは大変難しくなっておりますので、まさにまちづくりとか、地域おこしというような形、そして、地域連携というような形で推し進めないと、なかなか小規模事業者の元気を取り戻すのは大変でございますので、是非そういう意味でできるだけ業務範囲をお認めいただくよう、例えばお祭も単なるお祭ではなくて、最近は一つの大きな観光資源にもなっていますし、まちづくり

のための、地域の連帯強化というふうなことにも大変つながるわけですので、特に地方におきましては、経営指導員の業務範囲をできるだけ広くお認めいただければ、会議所としても、この支援事業をより一層やりやすくなるものですから、お願いできないだろうかということでございます。

○桜町小規模企業政策室長 各地の商工会議所、商工会にいらっしゃる経営指導員による経営改善普及事業を通じて、地域の小規模零細事業者が活気づくのは大変重要なことだと思っております、一人一人の指導員の方が持っておられるポテンシャルを最大限発揮してやっていただくことが非常に重要だと思っております。業務範囲につきましては、小規模企業支援法の中の基本指針というところで、国として、経営改善普及事業においてはこういうことをやっていただきたいということをお示ししております。その中では、個別の個社の支援だけではなく、今、曾我委員がおっしゃっておられましたようなまちづくりとか、地域全体で取り組むことが個別の企業に対するピンポイントの支援と合わさって相乗効果を生んでいくという観点から、両方きちんとやっていくことが重要だということを、国としての考え方として示しているところでございます。各地の都道府県も、それを踏まえて予算上も含めてやっているところもあるというふうに理解しておりますので、現場現場でもし不都合なところがあれば、個別にまた御相談をさせていただけるとありがたいと思っております。

○山田委員 後ほど、中小企業の海外市場開拓についてお話があるかと思うんですけれども、事業計画（案）の4ページに、中小企業の経営基盤の中で、中小企業海外展開支援対策と、それから、解説の方にも6ページにございますが、「JAPANブランド戦略展開支援事業」があるわけです。これはたしかこの解説にも書いてありますが、平成16年度からスタートした。大田区としても、東京商工会議所の「JAPANブランド戦略」で、金型関係の事業展開ということでやってまいりましたけれども、その後、すぐこの「JAPANブランド」の立ち上げを契機に、「大田ブランド」をスタートさせまして。国内展開はもとより、現在はタイを拠点にして、これから区の方の予算もいただきまして、アジアネットワークということで、まさに大田ブランド展開をやるかというように現在取り組んでいるところです。今度の「JAPANブランド戦略展開支援事業」が新規というように書いてあるものですから、これは、これまでの流れとどういうように異なっているのか、それを教えていただきたいと思います。

○渡邊部会長 上野委員まで伺った後、お答えしたいと思います。

○安居委員 先ほど、金融の話が出ましたので、ちょっと御説明したいのですが。特にセーフティネットの資金ですが、今政府から大きな予算をいただいてやっております。昨年比で約4倍の貸出額が特に今月出てきております。皆さん是非御利用いただいて、期末を切り抜けるということをお願いしたいと思います。去年の10月1日に日本政策金融公庫ができたばかりなので、まだ知名度が低いということもございまして、政府広報の方にもお願いしていろいろなことをやっているのですが、是非皆さんからもどしどし御利用をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○松島委員 今日の御説明で、大変数多くの施策がいろいろな組織を通じて行われているというこ

とはよくわかったわけですが、これだけ作業をしている点が多いということになりますと、これをうまく組み合わせてやっていくことは並大抵のことではないと思います。こういう場で議論することも大変意味があるとは思いますが、現場に出て行って、どういう実態に対してそれぞれの施策がどういうふうに作用しているかという、その施策の作用点を現場でよくごらんになる、そういうことを是非していただきたいと思います。施策は、確かにこれだけ組織が多いと棲み分けが必要になるというのは分かるのですが、数多くの施策をどういうふうに組み合わせていくかというのは、実は行政の作用点である産業とか企業の実態をよく見ないとうまくできないのではないかと思います。組織間の調整ということではなくて、現場に立ち入って、そこでよく見た上で、また、どういうふうに施策を切り分けていったらいいかということを考えていただきたいと思います。これはお願いであります。

○上野委員 中小企業のものづくり会社でございますが、発注企業が大変痛んでおりますので、発注が極めて少なくなってきたということで、2割3割の操業という会社が最近大変多いのです。特に中小企業でありながら民事再生に行ってしまうという企業も、私どもの業界の中でも既に出てきておまして、今大変心配しております。そのような中で、株式会社化しましたが、日本政策金融公庫さん、あるいは同じく株式会社になりました、商工中金の政策金融の働きは、私は、現場では大変動きがいいし、最適ないろいろな金融支援策がありますが、現場で本当に丁寧に説明していただきますし、契約も非常に早くやったださいますので、政策金融の出番が今大変重要な時期だと認識しております。

それから、2番目が、支援計画（案）の中の⑤であります「中小企業ものづくり対策」のところ、アの「戦略的基盤技術高度化支援事業」ですけれども、昨年度よりもマイナスになっています。この施策自体は大変評判がよくて、むしろ中小企業支援策なのですが、実態は大企業、いわゆる川下企業のセットメーカーを強くすることにつながるような、非常に重要な施策ですので、これが減るのは今後の課題ではないかと思っています。これが2番目でございます。

3番目には、是非21年度の補正予算のことについても、別の所でまた御提案したいと思っています。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から皆さんの御意見に関して御回答をお願いします。

○岸本経営支援課長 松島委員から御指摘のあった点は、私どもも現場に行く機会はなかなか見出せないという現状もありますが、まさに作用点のところは重要であろうと思っております。一方で、三位一体改革の結果、棲み分けというよりは、お互いに自由に事業ができるようになっているという面をむしろメリットととらえ、どのように中小企業の利用者の視点から見て我々が動けばいいかという観点を重視してまいりたいと思っております。

○桜町小規模企業政策室長 山田委員からいただいた「JAPANブランド」に関する御質問でございますけれども、「JAPANブランド」を平成16年から5年やってまいりまして、数多くのプロジェクトの組成をいたしまして、地域の強みを活かして海外に展開できるような製品をつくらせてまいりました。ただ、課題といたしまして、海外のマーケットの開拓はまだ弱いということで、

来年度に向けて、「JAPANブランド」をその辺を中心に抜本的に強化をしたいということで、予算を拡充したわけでございます。しかしながら、今までやってこられた地域の事業者の方もいらっしゃると思いますので、その方々が3年間かけてブランドづくりのものづくりに取り組んでいただく事業は引き続きこの予算の中に組み込まれておりますので、そのまま引き続き頑張りたいと思っております。

○渡邊部会長 ありがとうございます。皆様の貴重な意見、誠にありがとうございました。

本計画（案）につきましては、委員の皆様方から特に修正に関する御意見はないようでございますので、本日提案されました事務局（案）を持ちまして、「平成21年度中小企業支援計画」といたしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡邊部会長 ありがとうございます。

それでは、中小企業支援計画につきましては、後日、本審議会の会長の同意を経まして、中小企業政策審議会の答申とすることといたしたいと思っております。

続きまして、人材対策事業につきましては、昨年12月25日の中小企業人材確保育成支援小委員会以降の取組状況につきまして、事務局から報告していただきたいと思っております。

○岸本経営支援課長 それでは、資料4をごらんいただきたいと思っております。「中小・小規模企業の人材対策について」であります。前回の部会12月25日で小委員会の設置を決めていただきました。小委員会は17名委員に御就任をいただきまして、部会の委員からは、村本委員、石垣委員、伊藤委員、山田委員の4名に御就任をいただきました。また、村本委員には、小委員会の委員長をお務めをいただいたところでございます。12月25日と2月18日2度にわたりまして審議を行いました。そうした意見を踏まえまして、今日お配りした資料をとりまとめております。この事業は、二次補正予算、これは既に成立をしております、執行可能な状態になっておりますので、できましたら今週中に事業に着手をしたいと思っております。

今回の事業の概要でございますが、2ページ、3ページをごらんいただきたいと思っております。大きく申し上げますと、2つの事業に分かれております。1点目は橋わたし事業でございます。これは、ふだんは大企業に向かいがちな若い人材が、地域の中小あるいは小規模企業に職を得るための橋わたし事業でございます。

もう一つは実践型研修でございます。実践型研修は、3つの観点から事業は編成されております。1つは、中ほどにあります太陽光発電システム、省エネバリアフリー改修、あるいは観光といった政府自体としてこれから需要拡大を推進する分野における人員体制の整備でございます。もう一つは、先ほど来議論が出ております、ものづくりの現場を始めとして、むしろ企業の中で人材に時間的余裕がある状況を活かしまして、企業の社内の人材の能力の向上を図るという事業であります。3点目として、職を失った方、あるいはこれから職を求める学生の方々が地域の中小あるいは小規模企業が求める人材になるように、分野ごとに必要となる知識、あるいは技能を身につけてもらう、中小企業の従業員でない方向けの研修でございます。

政策の目標としては、まず、橋わたしについて、年間25,000社程度の中小企業に就職説明会に

参加をしていただくことを中心としまして、15,000人程度の就職に結びつくことを目指しております。また、実践型研修につきましては、需要拡大による効果も含めまして、年間1万人程度の雇用に結びつくように努力をしていきたいと思っております。

事業全体は、3ページをごらんいただきますと、全体で20の事業に分かれております。そのうち、橋わたしの事業が10事業、実践型研修が9事業、このほかに雇用調整助成金の関係で緊急支援として、中小・小規模企業向けの支援事業を実施する予定でございます。

橋わたしの事業の中で申し上げますと、一番中核を成すのは、5ページの地域ごと、大学ごとの就職説明会でございます。地域ごとの就職説明会は、これまでも地域の商工会議所あるいは商工会で実施をしているところでありますけれども、今回は、大企業に向かいがちな人材が中小・小規模企業に向かうということを直接的に支援するために、地域ごとの就職説明会に加えまして、大学ごと、学校ごとの就職説明会に重点を置きたいと考えております。その実施に当たりまして、各地の商工会議所を始めとする中小企業支援機関、あるいは大学自身、あるいは地域金融機関が事業の実施の担い手として御活用いただきたいと思っております。

それから、次に大学生を中心とした学生さんに、中小企業の魅力を知っていただくためのバスツアー事業、6ページですが、これを予定しております。これは、これまで19年度、20年度と2か年にわたって中小企業庁の委託事業で、早稲田大学の学生さんを対象にバスツアーをやってまいりましたが、大変好評でございまして。現実には、訪問先の中小企業に就職した学生さんもうらっしゃいます。21年度については、20回程度全国各地で中小企業を訪問するバスツアーを実施していく予定でございます。

次に8ページでございます。中小企業の魅力を発信するホームページ、あるいは報告書の作成支援でございます。先般、二階大臣の御発案で、中小企業として人材を求める企業、これは集まりましたら全国で1,400社ございましたが、そうした企業の経営理念とか、社長のメッセージ、あるいは入社1、2年目の若い社員の方々の声を1社1ページの資料にまとめて今お使いいただいておりますが、この「中小企業魅力発信レポート」も、そうした観点、プラス企業の将来的なビジョンあるいは強みについても、知的資産経営の考え方を使いまして報告書をつくる、あるいはホームページを公開することをお手伝いするものでございます。

それから、インターンシップについては、もともとインターンシップは就職支援に使わないということが合意としてございますが、これはあえて就職支援型と銘打っておりますけれども、国内の中小企業、あるいは海外の日系の中小企業で、求職者の方がインターンシップをするというものを予定しております。

それから、中小企業で即戦力で働いていただく人材の育成といたしましては、11ページの合宿型研修、13ページの通学型研修。合宿型研修については、中小企業基盤整備機構の中小企業大学校で合宿をいたしまして、3か月間みっちり即戦力として働いていただけるような人材の育成をいたしたいと思っております。また、通学型研修については、商工会議所に置かれておりますパソコン教室などを使いまして全国でおおむね100か所、1,000名程度の研修を行いたいと思っております。

実践型研修ですけれども、14～16ページにかけては、ものづくりの関係でございます。これは

実施の主体が工業高校、高等専門学校になるもの、あるいは、主として大学を実施場所として、共同研究を行うもの、あるいは各地域で中小企業と学校が協力をして、求職者の方にもものづくりの実施をするもの。幾つか類型を御用意しておりますけれども、こうした類型に限らず各地域の実情に合った事業を公募をいたしまして、想定年間 3,000 人程度の研修を行いたいと思っております。

17～20 ページまでが農商工連携でございます。農商工連携につきましては、先般、中小企業中央会と J A 中央会の共同発表で、農商工連携について 2 つの中央会がこれから注力をしていくという記者発表がございましたが、その際も、全体の事業をコーディネートする人材が足りない、あるいは農商工連携を支援する人材が足りない。あるいは、農業、商工業それぞれから相手方に対する理解がまだまだ足りないと、こうした課題が指摘をされております。今回の農商工連携の人材育成は、そうした問題に対応いたしまして、毎年 1,000 名程度の方にコーディネーター、あるいは事業の担い手として、全体的な農商工連携の鳥瞰的な視野を養っていただくと同時に、現場を是非見ていただいて、実際に事業を進める上での留意点ということを体得をしていただきたいと思いますと思っております。事業の実施は、各県ごとで行います広域型と、市町村ごとに行います 2 種類を御用意しております。

中小・商業サービス業に関しましては、商店街の起業者向け、商店主、従業員向け、卸売業・ボランティアチェーン向けと 3 種類御用意しております、年間 7,000 人程度の受講を予定しております。

23～25 ページにかけまして住宅の関係ですけれども、太陽光発電システムの設置、あるいは省エネバリアフリー改修工事につきまして、電気工事店、あるいは工務店の方向への研修を行う予定でございます。

26 ページは観光でございますが、観光についても、今後、来日する外国観光客も相当出てくることも想定をしながら、観光に従事する方のおもてなし、接遇の能力向上、これは特に外国人に対する接遇も含めてですけれども、そうした研修と、観光分野でエキスパートになるような高度な人材の研修、地域で地域おこしとして観光分野で中核を担う人材の研修、3 とおりのものを実施していく予定にしております。

30～31 ページは、ガソリンスタンドでございます。今日の新聞記事に、ガソリンスタンドが今後相当減るという予測の記事がございましたけれども、これから地球温暖化、あるいは今後の経済を展望したところ、ガソリンスタンドが省エネ、あるいは資源エネの分野で地域で活躍する余地が相当あるだろう。そうした総合エネルギー販売業に向けて人材育成も、今年度 21 年度から着手をしまっているわけです。

32 ページは、海外市場の開拓です。海外市場に中小企業が進出する場合の一番の早道としてホームページがあると思っておりますけれども、このホームページを作成する上での留意点、あるいはホームページをつくった後のいろいろな問い合わせ、あるいは商談を電子メール等を通じて行うことが想定されるわけですけれども、そうした人材の育成という研修事業でございます。

それから、最後に 33 ページ、雇用調整助成金の関係ですが、雇用調整助成金については、後ろの参考資料をごらんいただきたいと思います。昨年の 12 月 1 日から中小企業向けの雇用調整助成

金制度ができております。中小企業緊急雇用安定助成金という内容でございます。これは、従来の雇用調整助成金について、中小企業の利用件数はかなり限られていたわけですが、中小企業向けに新しく制度設計をされたものであります。2月6日に、さらにこの制度については充実が図られております。足もとの数字を御紹介したいと思います。雇用調整助成金の支給事業所数、対象者数は、平成19年度が638事業所、対象者が12,940人で行ってまいりました。20年度につきましては、12月に中小企業向けが創設されたことを受けまして、単月の数字で申し上げますと、12月が1,783事業所、対象者数が13万8,549名。1月は、お手元の資料の次のページに書いておりますけれども、対象事業所数が12,640、対象者が87万9,614人と、非常に大きな人数になっております。この傾向は2月以降も続くと考えておりまして、窓口が相当混雑することが想定されております。1月の12,640社のうち、中小企業が11,847ということでございますので、1日当たり300社以上の方が窓口にお越しいただいているということでございます。

こうした状況を踏まえまして、今回の人材対策の事業として、商工会議所を始めとする中小企業支援機関において、中小企業診断士等を活用しまして、経営相談に応じるとともに、雇用調整助成金の制度の説明とか、申請についてのアドバイス、こうした事業を速やかに開始をいたしたいと思っております。

全体のスケジュールであります。最初に戻っていただきまして、4ページですが、3月23日から1週間、こうした事業について、橋わたしの事業を中心に、テレビ、ラジオで広報を予定しております。橋わたしについては、中小企業向けの大学生の就職活動、ゴールデンウィーク明けから中小企業向けについては本格化すると言われておりますので、そうした時期に合わせて、バスツアーとか、就職説明会とか、そうした事業については早期に立ち上げをしてまいりたいと思っております。教材の準備等で時間のかかるものもありますが、3月と4月の間に横線が引っ張ってありますとおり、ここからできるものについては、可及的速やかに事業を実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

ただいまの人材対策につきまして、皆様の御意見、御質問をお受けしたいと思います。

○米村委員 いろいろと御説明ありがとうございます。2つほど。農商工連携ですが、先ほどお話がございましたように、農業の分野と商工業の分野、両方見渡せる人材がいなくなかなか進まないということでございましたが、私どもの中小企業診断士の中に、農業に非常に関心を持っている、農業協力をしたいという200人ほどのグループがございます。そういう人たちも必ずしも農業の現場を見る機会がないんですね。ですから、こういう場には是非参画させていただいて、そういう人たちに農業をわかってもらうのが一番近道だろうと思うんですね。コーディネーターとして即戦力になる人材群だと思いますので、その点をお願いしたいということが1つです。

それから、海外のことですが、先ほどもちょっとお話が出ていますが、今、中小企業の皆さん仕事が大変でございますね。私がたまたま聞いた話ですが、長野県のある中小企業が自動車部品の事業をやっているんですけど。ラインが3つある。本当は1つでもいいぐらいなんだと。しかし、1

つどこか海外に持って行って、そこで委託製造なり何かそういうことができないだろうかということを考えているわけですね。したがって、中小企業の海外展開という話も、従来の延長線上では全くなくて、非常に困難に直面して、新しいマーケットを開拓していかなければならない、お客さんを開拓していかなければならないということが一番大きなポイントになってくるんだらうと思うんですね。そういう意味でそれにふさわしい支援をできるような人材、新現役ですか、その中でも海外のことでお助けしたり、また助けられる人材がいると聞いていますので、視点を、もっと現実の困っている問題に着目した支援ができるような形で進めていく必要があるのではないかなという感じがいたします。

それから、ついでですが、太陽発電も、メーカーの話によりますと、ヨーロッパを始めといたしまして圧倒的に海外をみんな指向していますね。恐らくこちらも海外の事業として、太陽電池、海外市場の需要としての可能性は非常に大きいのではないかなという感じがいたします。

○鹿住委員 高千穂大学の鹿住でございます。大学の立場から非常に興味深く拝見していたんですが、ちょっと細かいところなんですが、こちらの大学の施設等における就職説明会なんですが、これはどこが応募すればよろしいのでしょうか。大学の方が手を挙げて、うちでやってほしいというふうに、例えば地元の商工会議所等に言えば、開催していただけるのか、それとも別のところに何か応募しなければいけないのか。逆に、商工会議所さんの方で大学にアプローチするというような仕組みになっているのか、ちょっと教えていただきたい。多分、商工会議所さんの方でどこで開くかということを検討されるとなると、本学のように小規模の小さなどこにあるかわからないような大学ですので、多分漏れてしまうと思いますので、是非どちらへ応募させていただければいいのかというのを教えていただきたい。

それから、インターンシップなんですが、これは多分それぞれの大学さんで、インターンシップの制度とか仕組みそれぞれ違うと思うんですね。最近では、インターンシップに行くと、それを何らかの報告書等を提出することを条件に、単位として認めると。行った時間数によって2単位とか4単位とか学校によって違うんですが、そういうふうに授業の一つとして位置づけられている大学が増えてきております。一説によると半数近くそういう大学があると聞いているんですが、多分、そういうところは、学校の学年歴というか、スケジューリングから言いますと、4月から新年度ですから、今ごろどこに派遣するか、どういうところに協力いただくかというのをもう決めている段階だと思うんですね。ですから、4月以降スタートしますよということ、多分実施が再来年度になってしまうのではないかなという懸念がちょっとございます。そうではなくて、私どもはまだ単位として認めていないんですが、一応東京商工会議所さんとかで、インターンシップ派遣先の企業の紹介はしますよということで、提携はさせていただいているんですが、多分実績としてはほとんどないんです。なぜかといいますと、コーディネーションをかなり丁寧にやらないと、学生が勝手に自分の行きたいところを見つけてきてインターンシップに行くかということ、行かないんですね。例えばインターンシップを実施していただける時期とか、場所（勤務地）とか、業種とか、業務の内容とか、ちょっとわがままなようですが、学生もいろいろ希望がございまして、あと、本人の適性等もございまして、そこをマッチングする、コーディネートするのが非常に難しく、本学の場合はそ

ここまで手が回ってなくて、多分応募が少ないんだと思うんですが、実際、実績を上げていらっしゃる大学さんは、専門のコーディネーターを置く等かなり手をかけてやっけていらっしゃると思います。ですので、その辺でどういう仕組みで実際に学生をある企業さんにインターンシップとして派遣するのを決めていく、どういうプロセスで決めていくのか、どこが窓口になって、どこがコーディネーションしてという、その辺をちょっと教えていただければありがたいです。

○岸本経営支援課長 今回の米村委員の御意見ですけれども、今回の人材対策は、中小企業で働く方をターゲットとしておりまして、原則は支援側は対象としないということなんですけれども、特に農商工連携に限っては、支援側の方もまだ足りない判断しておりますので、支援機関側の方も一定程度御参加をいただこうかと考えております。

それから、新現役の活用については、先ほど来御意見がありますので、新現役チャレンジプランの実施の方で検討をさせていただきたいと思っております。

それから、鹿住委員からの御質問は、2つとも非常に重要でありまして。まず、1点目ですが、是非大学にも実施主体として御参加いただきたいと思っております。小委員会の場合でも、大学がもしこれをやるとすれば、コーディネートのところはかなり人手を食うと。特に就職担当のチームは人数が限られているので、就職説明会をもし大学がやる場合には、その経費については是非配慮をしていただきたいという御意見を承っておりますので、そのようにいたしたいと思っております。

それから、インターンシップについては、我々が参考にした三重県の商工会議所のモデルがありまして。商工会議所がかなりコーディネーションの労をおとりになって就職支援型の少し期間の長いインターンシップを、学生さんと中小企業さん、ある程度事前に納得づくでやっているというものがありますので、基本的には、そうした手間をかけた就職支援型のインターンシップということになるだけ多くの場所でやっていきたいと思っております。事業の実施主体についても、地域である程度協力関係があるような地域に是非実施していただきたいと思っております。

○萩堂委員 全国商工会連合会の萩堂でございます。私は農商工連携事業についてお伺いしたいと思っております。私ども商工会といたしましては、平成 21 年度の新規事業として出来上がりました人材育成基金を活用しながら、農商工連携事業にかかわる人材育成事業を積極的に行う予定でございますけれども、その育成の対象者としては、農業者や商工業者を限定として今考えておるようでございますけれども、その場所的に、また、その事業主体につきましては、特に事業主体につきましては、公募型となるようでございますので、私どももそれに積極的にチャレンジして実施できればと考えております。

その研修内容でございますが、先ほどからお話がございますけれども、いわゆる座学研修ですね。あるいは、実施研修というふうな形でとり行っていった方がいいのかなという形でございますけれども、そのうちの実施研修に当たりましては、地域や業種の状況を勘案しまして、実施機関、それは私ども商工会連合会もそうですけれども、その地域の実施機関でのフレキシブルな実施が必要ではないかなということでございます。そして、今後、農商工連携を実現するための人材育成、これを中のコーディネーターですね、そこには若年層も取り入れていただければと。そして、農業や、あるいは商工業者以外も参加できる人材育成。特に、最近、いま休職中でありまして、あるいは派遣

切りされた人材がたくさんいると思います。そういう方々も積極的に研修を受けさせて、そういうところに参加できるような体制づくり。これがいまは急務ではないかなと考えております。そういうことを勘案しながら、この事業を私どもも是非取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○坂戸委員　こういう大変な不況を乗り越えていく上で、中小企業はそれぞれ攻める部分と守る部分と明白にして取り組んでいるわけでございます。その攻める部分の重要なものが今御説明をいただいた人材でございます。ですから、こういう時期だからこそ優秀な人材を確保したい、あるいはワークシェアリングの観点からも自らの社員を能力向上に取り組ませたいと、こういうふうにご考えておる企業は、先ほど人材の件をやったら 1,400 社というところ、桁が 2 つぐらい違うのではないかと考えたところでございます。実際にはもうたくさんあると思います。ですから、素晴らしいことを計画していただいたと感謝をいたしておるわけでございまして。私ども中央会もこの事業には積極的に参画をしていこうということといたしておるわけでございます。

しかし、御説明の中の絵を見せていただきますと、これはどう考えても、円滑に、かつ効果的にこの事業を推進していくためには、支援機関の努力は当然のことでございますけれども、工業高校とか職業訓練短期大学校、あるいは公設試と、こういうものを抱えております自治体の役目がこの絵の中になかった。この自治体との協力関係がどうしても不可欠になってくるのではないだろうかと思えるところございまして、国からも自治体に対して協力の要請を行っていただければ大変ありがたいと思っておるところでございます。

○弘中委員　先ほど米村委員からも御指摘があった海外市場の開拓のところなんです、今回提示していただいた内容は、スタートラインとして、ホームページとか、取引サイトの登録とか、是非積極的にやっていただきたいところだと思っております。ただ、私が見ている範囲の中小企業ですと、実際にはこういったサイトに登録して、サンプルをやりとりして送るところまではうまくいっているものも、その後の本格的な海外市場の開拓として、例えば値段とか納期とかそういったものがある程度の売上を上げるというところで、もう一段階上のステップで苦勞をなさっている中小企業が多いように思います。そうした意味で、こういったスタートラインに立った中小企業が、さらに本格的に海外市場を開拓して、実際の売上が依存できるまでのところまでをトータルで他の施策とも併せてサポートしていただけるとよいのではないかと感じております。

○村本委員　人材育成の小委員会をいたしましたので、一言だけ申し添えたいと思ひます。現在 20 事業を出しておりますが、委員会で申し上げたんですけれども、もっとこういうことをやった方がいいのではないかとというのがまだまだあるのではないかと思っております。3 年間の事業ですので、そういうお話をいただければ、新たなことができるのではないかとというのが 1 つでございます。

それから、鹿住先生からインターンシップの話がございましたけれども、インターンシップに実際に応募するのはかなり後になりますので、多分 8 月の夏休みに行くのであれば、6 月末とか 7 月でも間に合いますので、今年度の事業は十分できるだろうと思っております。私どもも授業の単位にしておりますけれども、実際には、学生が自分で見つける型のものと、それから、各大学が協定する型といろいろタイプがありますから、その中でコーディネートの仕事が非常に重要になります

ので、その辺をよくしていただければ、十分機能していくのではないかと考えております。

○石垣委員 例えば農商工連携は、今回は中央会さんが受け皿ですよ。大変失礼ですが、基盤整備機構さんや、各県にある支援センターもずっとやってきているわけです。何が言いたいのかというと、この事業について他の支援機関は参画できないのかということに僕は疑問を持っているわけです。様々な人材育成事業が提案されていますが、これは商工会議所でやる、これは中央会でやる、という話になると、なぜ他の支援機関が参画できないのか。そういう仕組みができていないのかというのが僕は大変気になっておるわけです。

○渡邊部会長 それでは、皆様の御意見に関して、事務局からお願いします。

○岸本経営支援課長 私からお答えすべきものとしては、弘中委員の御指摘ですが、資料8に海外市場開拓支援プログラムというものを、後ほどもし時間があれば短時間で御紹介したいと思いますけれども、これは今まで国際展開については、それぞれの支援機関がまさに縦割りで断片的に支援しているという問題があったかと思うんですけれども、事前に支援対象企業を経済産業局で決めまして、JETROさん、中小企業基盤整備機構さん、あるいは県の支援機関、こうしたものが手を携えて海外市場開拓支援を、むしろ経営戦略も含めて御支援するというものでありますので、ホームページだけではなくて本格的な支援についても強化をする予定です。

それから、石垣委員のは、これは私が説明を飛ばしてしまったのですけれども、今回20の事業についてそれぞれ事業を管理する団体の一つずつ指定をする予定にしております。例えば大学地域ごとの就職説明会は商工会議所さんですとか、ものづくりの関係は中央会さんとか決めております。これは実施を管理する。まさに全国から実施主体に応募をさせていただいて、一番いいところを選んでいただくという団体でありまして。農商工連携の研修事業についても、中央会以外の団体がもしふさわしければ、その地域では勿論中央会ではない団体が行うことも十分可能な事業となっております。

○本橋新事業促進課長 荻堂委員からの御指摘に対しまして御説明させていただきます。まずは、農商工連携の人材対策事業に関しまして、積極的な姿勢を示していただきまして、誠にありがとうございます。なお、先ほどの岸本課長の説明からもございましたように、実施地域につきましては、都道府県と市町村という二重構造を考えておりまして。ベースとしては、共通の部分は必要だと思いますが、その上に重なる部分につきましては、それぞれの地域ごとの特性に応じた教育内容をやっていただきたいと考えているものでございます。また、その参加者につきましても、メインは、農林漁業者及び中小企業者になろうかと思っておりますけれども、コーディネーターなり、それ以外の方々にも入っていただきまして、今後の農商工連携の中核になっていただく方、そういう方々に参加していただきたいと考えている次第でございます。

○喜多見創業・技術課長 自治体との連携というお話がございました。特にものづくりの関係は、公募提案でありますので、地域からいろいろな提案を挙げていただくことが必要かと考えております。私どもは、例えば工業高校に関しましては、工業高校の校長協会を通じて全工業高校に情報をお伝えしています。それから、高等専門学校に関しましては、この統括をする国立高等専門学校を通じて情報提供をやってございます。それから、自治体は特に教育委員会がこの事業にとって必

要だと思っております。私ども文科省にもこの情報をいち早く提供して、是非教育委員会の教育に資するということをやっておりますけれども、御指摘の点を踏まえて、また円滑に事業が進むようにやっていきたいと思っております。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

ただいまいただきました御意見につきましては、事務局とも相談の上、反映できるものは可能な限り反映していきたいと思っております。

引き続きまして、中小企業施策広報への取組みについて、事務局から説明していただきたいと思っております。

○三澤広報室長 それでは、中小企業施策広報への取組みについて説明をさせていただきます。まずは、お手元の資料5-1をごらんください。昨年以來、中小企業施策対策が次々と打ち出されまして、私ども広報でも近年かつてない規模での広報に対する取組みを行ってまいりましたので、本日はごく簡単に御報告申し上げます。

まず、大きく6つのポイントがございます。第1点でございますが、「関係機関との広報における連携」。これは常に私どもは目指してはいても、なかなか実施は難しいのですが、昨年来の中小企業の資金繰りを整備するということでは、かつてない関係機関との広報における連携が実現いたしました。具体的には、本省各部局、経済産業局、それから、他省庁です。他省庁は国交省、農水省、国税庁などの関係の省庁を通じまして、それぞれの所管する関係団体の広報媒体への掲載をお願いいたしました。媒体につきましては、私どもの方で4ページ版とか、2ページ版とか、あるいはメルマガ版とか、いろいろなバージョンをつくりまして、各団体へ掲載をお願いしました。

それから、経済産業局長から管内の全自治体に協力の依頼文書を発出いたしました。これは昨年の12月でございます。広報に関する協力をお願いいたしております。その後、自治体にある自治体の広報誌等で、緊急保証制度、資金繰り関係の記事が多数掲載されました。

商工会・商工会議所の御協力を得まして、中小企業庁と金融庁で合同で作成いたしました資金繰りに関係するチラシがございます。その配布をお願いいたしまして、全体で255万部、これは商工会・商工会議所会員以外のところにも勿論配布いたしましたので、大変な数になっておりますが、配布した状況でございます。

次に、II.として、大臣、両副大臣、両政務官という経済産業省の幹部が昨年の11月から12月にかけて全国各地を訪問いたしました。政策のPRと、それから現地の企業との意見交換を行いました。

それから、III.でございますが、これは広報ツールの拡大ということで、これまで中小企業庁では余り実施されたことがなかったのですが、テレビ、ラジオのCM、新聞・雑誌の広告、それから、これから実施する予定ですが、新聞の折り込みチラシ広告など各種媒体、それから、広報チラシにつきましても、タイムリーに新しい施策が発表されるたびに作成してございまして、随時あらゆる広報手段を活用して広報に努めている状況でございます。

さらにそういった広報ツールにつきましては、すべて中小企業庁のホームページに掲載してございまして、ホームページからそれぞれの機関が必要な部数を追加でお申し込みいただけるようになっ

ております。もし、各機関の方で独自に作成される場合は、電子媒体で送付しており、どんどん二次活用を進めていただきたいという方針で広報しております。それから、テレビCMにつきましても、現在ホームページで見られるようになっております。

それからIV.でございますが、新規の広報媒体の開拓ということで、昨年10月に「モバイル中小企業庁」という携帯サイトを開設いたしました。最新の情報にいつでもどこでも接していただくことができるようにという趣旨で、毎週1回は携帯版のメールマガジンの配信も開始しております。こちらは、利用の方はまだ進んでおりませんので、今後一層PRに努めてまいりたいと思っております。

V.は、新規の配布ルートで、昨年9月からでございますが、政府広報誌Cabiネット配布先に、今回の資料の一番後ろに付いてございますが、A3二つ折りのチラシを挟み込んでおまして、それを挟み込んでもらうことで、毎月最新の中小企業施策の情報に接していただくということでございます。これは、私どもでは実施したことがなかったのですが、新幹線の主要駅とか、空港等で配布されております。

それから、VI.の「わかりやすさの向上」でございますが、私どもが昨年秋以降作成しましたチラシはすべて「中小企業の皆さんへ」という斜めの帯が左肩に付いてございまして、こちらを統一的な目印することになっており、これが中小企業に向けたものだということが瞬時にわかるようになっております。また、どうしても役所の広報資料は文字がいっぱいになってしまいますので、まず手に取ってもらうということで活字を大きくしております。また、イラストや写真を入れて、なるべくいろいろな方に見ていただき、御利用いただくという、次のステップにつなげられることを目指した広報資料の作成を目指しております。

ウェブで広報する場合には、目印ということで施策ごとに特設サイトを設けています。この資料では、「人材橋わたし」のバナーが付けてございますが、このほかにも、「出会う ふれあう 地域の魅力」キャンペーンなど、それぞれロゴがございまして、それを目印として使って各種の広報媒体に活用しています。

簡単でございますが、以上でございます。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、何か御意見、御質問はございますか。

○山田委員 資料の後ろから2枚目ですが、「下請代金法トップセミナー」というところで、「弁護士無料相談」で、ここのところだけ3月末までと書いてあるんですね。先ほどの中小企業支援計画では、21年度も引き続きというような話があって、こういうチラシが出回ると、もう終わりかという感じになるんですが、それはきちっとやっていただきたいと思います。

○三澤広報室長 その点につきましては、弁護士無料相談の実施は、一次補正の予算でございまして、3月末までということでございました。来年度も引き続き実施することに決まったのがつい最近でございまして、この3月号では3月末となっておりますが、延長が決まりましたので、また、周知に努めてまいるようにしようと思っております。

○山田委員 わかりました。

○渡邊部会長 そのほか、何か御意見、御質問はございますか。

それでは、引き続きまして、施策の実施状況について簡単に皆さんに説明をお願いします。

○本橋新事業促進課長 それでは、お手元の資料6に基づきまして、農商工連携等によります新事業活動の促進につきまして、簡単に御紹介させていただきたいと思えます。

1枚おめくりください。農商工連携でございますけれども、本年度からスタートした事案でございます。既に農商工連携事業計画では169件、支援計画では5件の事業計画を設けるということでございます。そうしたものにつきましては、これからも、その横にございます案件の発掘、あるいは販売促進のための「出会う、ふれあう、地域の魅力」キャンペーン等も強力に進めていくという予定でございます。

また1枚おめくりください。地域資源でございますけれども、こちらにつきましては、昨年度(19年度)からスタートしている事案でございます。これにつきましては、地域の資源、これは1万件以上のものが認定されておりまして、それに基づく事業計画584件が計画の認定を受けているものでございます。

次のページは、新連携でございます。こちらは平成17年度からスタートした事案でございます。これにつきましても、全国で588件の計画を認定しております。これにつきましては、事案が早いということでございますので、販売に引き継いでいるものも多数ございまして、約7割のものが約540億円といった販売実績を達成しているものでございます。

次のページをおめくりください。これは案件発掘のものでございまして。農商工連携に限らず、できる限り案件の掘り起こしを進めていきたいということで、優れた技術を有します中小企業者の方を農林漁業者の方々と引き合わせるというようなことをやっているものでございます。これにつきましては、本年度15件のモデルケースがございまして、来年度から本格的にやっていきたいと考えております。

次のページでございます。こちらは販売促進の方法でございまして、地域の優れたもの、特に農商工連携なり、地域資源で開発された新商品等を、東京を中心とします大都市の消費者、流通業者に直接提供するといったことございまして。その下にございますように、バイヤー向け、消費者向けのものがございまして、これにつきましては、第二次補正予算でも事案を組んでございまして、これからも積極的に進めていくものでございます。なお、その後ろのページにございますのは、先ほど岸本課長から御紹介がございました全国中央会とJA中央会が、農商工連携に関します研究会でございます。これに関しましては、時間の関係で割愛させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○喜多見創業・技術課長 それでは、資料7でございます。これは中小ものづくり高度化に基づく高度化指針の一部改訂でございます。これは、前回12月の部会でも、作業の進捗状況を御報告し、2月に本部会で署名審議をいただいて御了承いただいた内容であります。中小ものづくり高度化法は平成18年にできたということでありまして、この背景としては、基盤技術を20分野指定して、それに関して中小企業が目指すべき技術開発の方向性を指針として策定しているということでございます。これは今回改訂した指針でございます。

この指針に基づいて中小企業が研究開発計画を策定し、国の認定を受けると、研究開発への支援、あるいは金融支援等々の支援策を受けられる、こういうスキームになってございます。ということで、この指針は中小企業の研究開発の計画をつくっていただくときのガイドラインということでございます。今回1つは、昨年9月に「新経済成長戦略」ということで、政府の戦略の改訂があったということでございます。それから、平成18年にこの法律をつくって以降技術支援の進歩があった、あるいはその最終製品なり、消費者ニーズの変化を背景としたユーザー産業における追跡・課題等の変化があったということ。それから、各関係の中小企業の業界からも指針の体系の必要性のお話があったと、こういうような9分野について今回見直しを行ったということでありまして。大きく分けて、素形材分野。プラスチック、金物系の素形材分野、それから、IT系の分野ということになってございます。新経済成長戦略の趣旨等を踏まえ、資源生産性の向上、あるいは技術の進歩、それから、それによって世界市場の獲得、こういうようなことを中心に検討を行ったということでありまして。いろいろ技術のテーマを加えたということでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○岸本経営支援課長 それでは、続きまして資料8 海外市場開拓支援プログラムでございます。これは昨年の9月に、中小企業の海外展開を支援するためのチームを経済産業省内に置きまして、その検討をまとめたものでございます。

次のページのプレスリリースをごらんいただきたいと思っております。先ほど弘中委員の御質問にお答えするときに申し上げましたが、経済産業局が各局ごとに海外市場の展開を支援する企業を決めまして、当面年間250社程度集中的な支援を行う予定であります。特に食品、飲料とか、あるいはか家具、生活用品、そうしたものについて、国際的に有名な見本市のこまをJETROが持っておりますので、そうした見本市の出展の機会を十分活用してテストマーケティング、あるいは商品の改善、あるいは販路の開拓、そうしたことを総合的に支援をしていくものでございます。対象の品目については、次のページに色刷りの資料がございますけれども、JAPANブランドはもとより農工商連携、地域支援、産業クラスター、モノづくり300社等々、これまで経済産業局が支援している企業を中心として集中的な支援を行っていく予定でございます。実施に当たりましては、都道府県ともよく連携をして行っていきたいと思っております。

資料9 再生の関係でございますが、先日2月3日に事業再生の公的手当も含めまして、産業活力特別措置法の改正法案を国会にお諮りをしております。法的な支援措置を中心とした中身は5ページでございます。「中小企業の再生の更なる円滑化について」。今回、「第二会社方式」というものを支援することにしております。右肩の棒グラフにございますが、17年度以降204社がこの「第二会社方式」で支援協議会によって支援をされております。主たる業種は、飲食・宿泊業、製造業、卸・小売業、これが三大業種でございます、それぞれ2割を超えております。このほか、建設業も1割程度でございます。支援措置としては、右下にありますとおり、特に営業許可が必要な業種については、許認可の承継、不動産等の移転に伴う登録免許税・不動産取得税の軽減、第二会社の事業遂行に必要な金融支援、これが主な措置でございます。

経営支援部会といたしましては、法律の成立後、この第二会社方式の実施にかかわりまして、産

業活力法の基本指針、中小企業の再生にかかわる再生支援指針、この2点について改めて御審議をいただきたいと思っております。そのスケジュールについては、18ページにありますとおり、法案が成立をいたしましたら、その後、基本指針、再生指針をパブリックコメントに付します。そのパブリックコメントを踏まえまして、経営支援部会を開催させていただきたいと思っております。施行については、法案成立後3か月以内ということでございますので、迅速に作業をさせていただきたいと思っております。再生指針の御審議に当たりまして、主な事項は、7ページでございますが、実際に先ほど申し上げた支援措置を実施していく事業者が作成する計画、この計画の中身、それから、認定要件、この辺りについて御審議をいただきたいと思っております。内容については、今日は大部にわたりますので、説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

○渡邊部会長 ありがとうございました。

本日は、もう12時でございますので、時間の関係上、御意見、御質問に関しましては割愛させていただきますと思います。御意見、御質問に関しましては、後ほど事務局にお申出いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、これをもちまして、本日の中小企業政策審議会第4回支援部会を終了させていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、大変期末のお忙しい中御参加いただき、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。皆様のおかげで実り多い審議がなされたと思っております。どうもありがとうございました。